•• • 知っていますか?クーリング・オフ

クーリング・オフは、契約した後、冷静に考え直 す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件 で契約を解除することができる制度です。クーリン グ・オフできる取り引きは主に下表のものです。 ただし、取引内容によってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは津市消費生活センターにお問い合わせください。

クーリング・オフできる主な取り引きとその内容

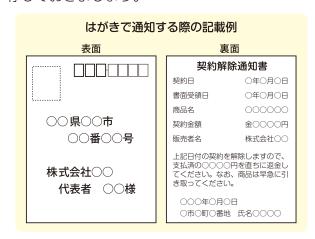
取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅など店舗以外の場所での契約(キャッチセールス、催眠商法、アポイントメントセールスでは店舗契約を含む)	- - 原則8日間
訪問購入(訪問買取)	業者が消費者の自宅などを訪ねて物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	電話による勧誘がきっかけで結んだ契約	
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介、サービスを一定期間継続する5万円を超える契約(エステ、美容医療は1カ月を超えるもの、その他は2カ月を超えるもの)	
連鎖販売取引	マルチ商法(ネットワークビジネス)	原則20日間
業務提供誘引販売取引	内職、モニター商法など	

[※]期間は契約書などの法定書面を受け取った日から起算します。

クーリング・オフ通知の書き方と注意点

- ▶クーリング・オフは、はがきなどの書面または Eメール、ファクスなどによる通知が必要です。 ※令和4年6月1日から、書面だけでなく、電 磁的記録でもクーリング・オフの通知を行うこ とが可能になりました。Eメールやファクスの ほか、事業者が自社のウェブサイトに設ける クーリング・オフ専用フォームなどにより通知 を行うことができます。
- ▶書面で通知する場合、簡易書留、特定記録郵便 など記録が残る方法で送付しましょう。
- ▶クレジット契約も結んでいる場合は、信販会社に もクーリング・オフの書面を出しておきましょう。
- ▶書面を作成したら、両面ともコピーを取って契約書や郵便の受領証などと一緒に大切に保管し

ておきましょう。メール等で通知する場合、送信 したことが分かる画面のスクリーンショットを保 存しておきましょう。



市長からのメッセージ

消費者を取り巻く環境は、情報化や国際化の 進展、少子高齢化などにより年々変化してお り、高齢者を狙った架空請求や、市役所職員を かたった還付金詐欺など特殊詐欺が多発してい ます。また成人年齢引き下げに伴い、若者への 消費者被害拡大も懸念されています。

これらのさまざまな消費者トラブルに対応するため、本市においては平成19年1月に消費生活センターに専門の相談員を配置し、相談・助言などを行うとともに、広報紙、ホームペー

ジ、出前講座の開催等による啓発に努めています。また、4月1日からは、特殊詐欺等被害防止機器の購入補助を開始しました。

今後も、消費者トラブル未然防止のため、 市民が信頼できる身近な相談窓口としての機能を充実・強化するとともに、警察署等の関係機関と連携した啓発活動を活発に行うなど、市民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、消費者行政の推進に取り組んでまいります。 津市長 前葉 泰幸